

令和元年第 5回
総会
5月

白井市農業委員会会議録

令和元年5月9日 開会

令和元年5月9日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和元年5月9日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齋 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 平成31年度第2次農用地利用集積計画について

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

6月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 5月24日金曜日
- ・事前審査会(案) 5月31日金曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部2
- ・総会(案) 6月7日金曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻少し前ですけれども、皆さんおそろいということで始めさせていただきます。

長い連休もやっと終わりました、また、元号も平成から令和に変わりました最初の総会ということで、皆さんお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

気温のほうも大分暖かくなりまして、農作業のほうもこれから梨の摘花、田植え、野菜の収穫等忙しくなってくると思いますが、健康には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和元年5月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、3番、芦田恵子委員、4番、今井幹代委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和元年5月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番は、清戸字角堀込、地番が341番の一部、367番の2筆です。

地目、現況ともに畑です。

地積は、合計5,000平米。

権利者は、船橋市習志野台 丁目 番 号 、〇〇〇〇。

経営面積は50アールです。

義務者は、白井市清戸 番地の内 、〇〇〇〇。

事由は、賃貸借権の設定でございます。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

根本孝一委員、お願いします。

根本孝一委員 1班班長の根本です。

議案第1号について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者〇〇〇〇さん本人、義務者〇〇〇〇さんの代理人としても出席しました。

〇〇〇〇さんの夫の〇〇〇〇さんも出席ということで、話をお聞きしました。

申請地は、市役所から東へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに整地されてありました。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて、報告いたします。

耕作に必要な農機具は夫から借りる予定で、トラクター2台、耕運機2台、軽トラック1台等農機具はそろっております。

労働力は、当面は1人で行いますが、作付はなるべく手間のかからないサツマイモを選んで作付するそうです。

収穫期などは、夫の協力も得られるとのことでした。

年間従事日数ですけれども、300日。

新規の農業経営ではありますが、夫も農業をしておりますので、技術面の心配はないと思われま

す。面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

また、周辺地域への支障についても、もともと梨畑として耕作されていたため、問題はありませ

せん。以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満

たしていると考え、許可相当と判断いたします。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がござ

いましたら、説明をお願いします。

山崎雅巳委員 最適化推進委員の山崎雅巳委員、お願いします。

地区担当推進委員、山崎です。

権利者〇〇〇〇さんに話を伺いました。今回の申請事由が新規農業経営のためとありますが、キクイモの栽培に挑戦したい

ので農業を始めたいとのことでした。今回、作物のほとんどがサツマイモで申請されていますが、いずれはキクイモをメ

ーンでやりたいということです。技術面のサポートに関しては、旦那さんが〇〇〇〇という体験農園で栽培の指導な

どをされているということなので、問題ないと思います。

笠井会長 ありがとうございます。

以上です。事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

押田委員。

押田勝巳委員 営農計画書でサツマイモということで、5反全部やったとしても、223万円の収入を見込んでお

りますけれども、収入的にとんでもない話じゃないですかね。産地でやっているところは、結構高く売りますけれども、この辺でサツマイモをど

こに売るかはわかりませんが、値段がつかないと思うのです。

笠井会長 根本委員。

根本孝一委員 1班班長の根本です。

その点については、芦田恵子委員もかなり聞いていただいたのですが、まずはサツマイモを収穫してスーパーや何かに卸すだけじゃなくて、いわゆる芋掘り体験みたいなことをしながら、値段の設定は、はっきり値段は聞きませんが、そういうこ

とで算出をされたということと、加工みたいなことも。

芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。

私もその点が心配でしたので、一応いろいろ根掘り葉掘り、芋を掘り上げたらその貯蔵はどうするんだとかいろいろ聞いたのですが、結局旦那さんのほうが、〇〇〇〇を経営していて体験型農園をしているので、そこでいろいろな人たちをして、収穫は観光農園として掘り取りをさせるということで、一般的に芋を自分たちが掘ってやるのではなく、あくまでも苗は植えつけるけれども、掘り取りはそういう形でやるので。

ですから、芋を収穫して貯蔵することとか加工とかは、まず最初は考えていないんじゃないかなと思うのです。

恐らく観光農園がメインであるので、これだけの面積とこの金額が出せたのだと思います。

以上です。

笠井会長 よろしいですか。

押田勝巳委員 はい。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 平成31年度第2次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、議案第2号についてご説明いたします。

2ページをごらんください。

平成31年度第2次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成31年度第2次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和元年5月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

3ページにつきましては、白井市長からの協議文でございます。

4ページをごらんください。

平成31年度第2次農用地利用集積計画一覧表の案でございます。

1番は、清戸字角堀込341番の一部、外3筆。

地目は田でございます。

利用権設定面積は、合計で3,721平米。

種類は賃貸借権。

内容は畑作。

期間5年。

賃料は、合計で5万5,815円。

支払い方法は口座払い。

利用権を設定する者は、白井市清戸 番地の内、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、船橋市習志野台 丁目 番号、〇〇〇〇。

経営面積は121アールでございます。

備考につきましては、新規でございます。

続きまして、2番は、神々廻字河原子64番、外14筆。

地目については、田でございます。

利用権設定面積は、合計で6,892平米。

種類につきましては、賃貸借権。

内容は農業施設用地。

期間は20年。

こちらにつきましては、賃料は合計で8万2,704円。

支払い方法は口座払い。

利用権を設定する者は、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、東京都港区浜松町 丁目 番号、〇〇〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇。

経営面積は158アール。

備考は新規でございます。

続きまして、3番は、神々廻字河原子62番。

地目は田でございます。

利用権の設定面積は138平米。

種類は賃貸借権。

内容は農業施設用地。

期間20年。

賃料は1,656円。

支払い方法は口座払い。

利用権を設定する者は、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、上記同じでございます。

続きまして、4番は、神々廻字河原子63番、65番の2筆。

地目は田でございます。

利用権設定面積は、合計で597平米。

種類は賃貸借権。

内容は農業施設用地。

期間20年。

賃料は合計7,164円。

支払い方法は口座払いです。

利用権を設定する者は、白井市神々廻 番地 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、同じでございます。

続きまして、5番、神々廻字河原子73番、74番、75番の3筆でございます。

地目は田。

利用権設定面積は、合計838平米。

種類は賃貸借権。

内容は農業施設用地。

期間20年。

賃料は合計1万56円。

支払い方法は口座払い。

利用権を設定する者は、白井市富士 番地の 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、〇〇〇〇株式会社で同じでございます。

続きまして、5ページ、6番になります。

神々廻字河原子68番、外4筆。

地目は田です。

利用権設定面積は、合計1,442平米。

種類は賃貸借権。

内容は農業施設用地。

期間20年。

賃料は合計1万7,304円。

支払い方法は口座払いです。

利用権を設定する者は、白井市神々廻 番地 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、〇〇〇〇株式会社で同じでございます。

続きまして、7番、神々廻字河原子79番。

地目は田。

利用権設定面積は727平米です。

種類は賃貸借権。

内容は農業施設用地。

期間20年。

賃料は8,724円。

支払い方法は口座払いです。

利用権を設定する者は、白井市白井 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、〇〇〇〇株式会社で同じでございます。

それから、大変失礼いたしました。

1番の設定する利用権のうち、地目を先ほど田と申し上げましたが、畑でございます。

修正のほうをお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

1番について、最適化推進委員の山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 推進委員、山崎です。

今回の経緯についてですが、先ほど3条申請で〇〇〇〇さんが、清戸341番の一部の賃貸借の申請がありましたが、所有者の〇〇さんの意向で残りの部分も全部やってほしいというお話が〇〇さんにあり、〇〇〇〇さんのほうで借りることにしたということです。

〇〇さんのお話では、体験型農園として農地を利用したいとのことでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番から7番について、最適化推進委員の齋藤和博委員、お願いします。

齋藤和博委員 推進委員の齋藤です。

〇〇〇〇株式会社ということで、昨年9月でちょっと忘れてしまっているんですけども、昨年からお話がございまして、現在、神奈川県藤沢市で約1町5反でトマト、キュウリを栽培しているということです。

最初、話があったように事務局のほうに、印西市で断られて白井市でということですが、事務局からありまして、神々廻でどうかということで、〇〇〇〇株式会社、担当者が〇〇さんという方なんですけれども、ぜひトマトとキュウリを白井でつくりたいとい

うことで伺っております。

工事については、6月上旬にハウスを設置したいということです。

その後、設置完了後、トマトを10月上旬ごろに定植、キュウリを来年1月ごろに定植予定ということで聞いております。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号平成31年度第2次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 平成31年度第2次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、6ページをごらんください。

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買い取り希望者の有無について確認いたします。

令和元年5月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番は、大字西白井1丁目、地番は7番1、19番24の2筆です。

地目、現況ともに畑。

地積につきましては、合計で1,882平米。

買取申出者は、鎌ヶ谷市佐津間 番地、〇〇〇〇。

事由は、生産緑地解除申請のためでございます。

7ページにつきましては、市長からの依頼文でございます。

8ページにつきましては、会長から委員の皆様へ送付した通知文でございます。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

生産緑地の取得のあっせんについては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、買い取り希望者の有無について確認いたします。買い取り希望者がありましたでしょうか。

[ありません] の声あり

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買い取り希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

9ページをお開きください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和元年5月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

10ページをお開きください。

専決処分書でございます。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

次に、2は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

12ページをお開きください。

3は、農地の違反転用の勧告でございます。

それから、次第のほうに戻っていただきまして次回の日程でございますが、6月の事前審査会、総会の日程につきましては、申請の受け付け締め切りが5月24日金曜日。

事前審査会の案といたしまして、5月31日金曜日、担当は第2班で、午前9時から本庁舎2階災害対策本部2、当会場で行います。

総会の案につきましては、6月7日金曜日、総会は午後4時からで、この場所で行う予定でございます。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人